

4 ご本人に代わって決めてしまってもいい？ その前にできることは無い？

こんなことがありました

てんかんがあり、要介護1で成年後見制度を利用しながら一人暮らしをしていたDさん。

通っていたデイサービスでは「動けなくなったら、飼っているインコと一緒によこに来るかな」などと周りの人に言っていました。

ある時、脳梗塞を起こし、入院。重度の麻痺が残り、歩くことができなくなったばかりか、保佐人は主治医から「言語障害や認知症の可能性もある」と告げられました。その後、容態は少しずつ回復。保佐人は退院に向けて、「退院後の暮らし方」についてDさんに確認しようとしたのですが、Dさんは全く反応してくれません。退院の期限は近づいてきています。



どう考える？

ご本人に尋ねても、返事ができない状態にある時、
あなただったらどうするでしょうか？

Dさんは、「インコとずっといっしょにいたい」と思っていたようですが、
あなたがDさんの今後の暮らし方について意見を求められたら
どうするでしょうか？

Dさんに代わって保佐人が退院後の暮らし方を決めた場合、
この後もずっと全てを保佐人が決めていってよいのでしょうか？
あなたがDさんだったら、どうしてほしいのでしょうか？

どう動く？

● ご本人に代わって決めるのは、最後の手段。 推定意思による決定が原則。

ご本人が言葉で伝えることが難しい場合でも、表情や身振り、感情などから、意思を読み解く工夫をまずしましょう。さらに、ご本人なら、どのような意思決定をするかを、それまでの言動や行動の記録、生活史、人間関係など様々な情報に基づいて、成年後見人等を含めた支援チームで推定を試みましょう。その際、成年後見人等は、権利擁護者として、十分な根拠に基づいて意思の推定がされているか、関係者による勘違いや一方的な推定がされていないかどうかを注視することが重要です。

● ご本人の意思に基づいた決定がその人自身や他者を傷つける時には、異なる決定がされることがある。

チームで推定した意思が、他の選択肢と比べて明らかにご本人にとって不利益な選択肢となる場合や、一度実現してしまうと回復困難なほど重大な影響をご本人に及ぼす場合があります。また、第三者への重大な権利侵害を生じさせる可能性もあります。その時は、「ご本人にとって見過ごすことのできない重大な影響」を及ぼすかどうかをチームで慎重に検討し、「ご本人にとっての最善の利益」に基づく決定もあり得ると考えましょう。

● ひとつの課題に対して代行決定が 必要となったとしても、次の意思決定の際には、 「決める力がある前提」に戻る。

代行決定は、これ以上先延ばしできない、判断が迫られている場面での、その場限りの支援です。また、違う状況や場面では、ご本人が意思決定できないと評価されるとは限りません。一度、意思決定支援を経験したことで、ご本人の決定する力が甦ったり、支援する側にも新しい力が蓄積できたりします。新しい課題が生じた時には、常に「ご本人には自分で決める力がある」という前提に立ち返って考えましょう。

Dさんの場合、その後は…

保佐人は、療養型病院への入院、特別養護老人ホームへの入所、在宅での生活の選択肢を用意して、絵や写真、文字ボードを使ってDさんの意思表示を何度も試みましたが反応はなく、医師や他の支援者に相談しても、別の支援手段は見当たりませんでした。保佐人は、Dさんの情報や様々な記録、ケアプラン、インコの写真等を用意して、支援チームで話し合いました。Dさんが「インコといっしょにここに来るかな」と言っていたことなどから、通い慣れて、インコも預かってくれていたデイサービスに併設の特別養護老人ホームへの入所契約をDさんに代わってすることにしました。退院後、無事に入所したDさんは、言葉での表現はうまくできないものの、指をさして「インコのところに行きたい」といった意思を表現できるようになりました。



意思決定支援にあたってのポイント④

意思の推定と代行決定

具体的な方法について書かれている「意思決定支援を踏まえた
後見事務のガイドライン」をご紹介します。

●意思決定支援の対象者

被補助人、被保佐人、成年被後見人など、成年後見制度を利用する人

●意思決定支援の担い手

補助人、保佐人、成年後見人、中核機関、自治体の職員 等

必要に応じて、医療関係者、福祉事務所、ケアマネジャー、ヘルパーなど、
ご本人の日々の暮らしを支援している人

●対象となる主な場面

ご本人にとって重大な影響を与えるような法律行為や、それに付随した事実行為の場面

- ・施設入所契約など、本人の居所に関する重要な決定をする場面
- ・自宅や高額な資産の売却など、法的に重要な決定をする場面
- ・特定の親族に対する贈与・経済的援助など、直接的には本人のためとは言い難い支出をする場面 等

●意思推定と代行決定の方法

意思決定支援を尽くしても意思の決定や確認が困難な場合、成年後見人等を含めた
支援チームで、ご本人であればどのような意思決定をしていたのかを推定する。

- ・日常生活や福祉サービスの提供時の表情や感情、行動に関する記録やこれまでの生活史、
人間関係などの情報を集め、信頼できる情報を適切に選別する。
- ・事実関係を整理し、明確かつ合理的な根拠に基づいて、ご本人の意思や選好、価値観を
推定する。

ミーティングの結果、ご本人の意思が推定できる場合には、
「ご本人にとって見過ごすことのできない重大な影響」に該当しない限り、
ご本人の信条・価値観・選好に基づいて支援を展開する。

意思の推定が困難な場合や、ご本人の表明意思・推定意思を実現すると
「ご本人に見過ごすことができない重大な影響」が生ずる場合などには、
ご本人にとっての最善の利益に基づき、成年後見人等による代行決定を行う。

- ・ご本人の意思よりも他者の判断が優越し得る場合がある（ご本人の意思や推定意思とは
異なる他者決定があり得る）ということに留意が必要。

代行決定に移る際のチェックポイント

第三者から見れば、必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、「ご本人にとって見過ごすことのできない重大な影響」（明らかな不利益、取り返しのつかない結果、発生の確実性）が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合

▶ ご本人の意思（推定意思も含む）に基づいて支援を行うことが期待される

意思決定支援の結果、ご本人が意思を示した場合や、ご本人の意思が推定できた場合でも、その意思をそのまま実現させてしまうと、「ご本人にとって見過ごすことができない重大な影響」が生じるような場合

▶ 法的保護の観点から、同意しない、又は、「最善の利益」に基づいてご本人の意思とは異なる形での代行決定を行うことが許される

「ご本人にとっての最善の利益」を検討するための前提条件

- 意思決定支援が尽くされているか否かを吟味したか。
- その結果、ご本人の意思決定や意思確認がどうしても困難であり、意思推定すら困難といえるか。
- これ以上決定を先延ばしできない場面と評価できるか。（意思決定をしないことも、また決定）
- 身分関係の変動、身体への侵襲を伴う医療に関する意思決定など、成年後見人等が代行決定することができない意思決定には当たらないことの確認をしたか。
- 他の法律による介入が必要な場合、所管する関係機関に対して会議への同席を求めたか。
- 意思決定に関与するご本人の支援者らから、ご本人の嗜好や価値観、その他ご本人にとって重要な情報が十分に得られているか。
- ご本人が最善の利益の検討過程に参加・関与できる機会が考慮されているか。

「ご本人にとっての最善の利益」を検討する際の協議事項

- ご本人の立場に立って考えられるメリット、デメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討する。（バランスシートなどの表に記録することが望ましい）
- 相反する選択肢の両立可能性があるかどうかを検討する。二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考える。
- ご本人にとっての最善の利益を実現するにあたり、ご本人の自由の制約が可能な限り最小化できるような選択肢はどれかを検討する。

※無意識のうちに支援のしやすさを優先していないか、最初から結論を決めており、代行決定を後付けの根拠としようとしていないかといった点に注意する。

異なる時点・場面における意思の推定と代行決定について

場面が変われば、ご本人の意思決定能力は変化し得ることから、再び何らかの意思決定が課題となる場合には、改めて「本人には自分で決める力がある」という前提に立ち戻って支援が展開される必要がある。

参照：意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

詳しくは、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」をご覧ください。

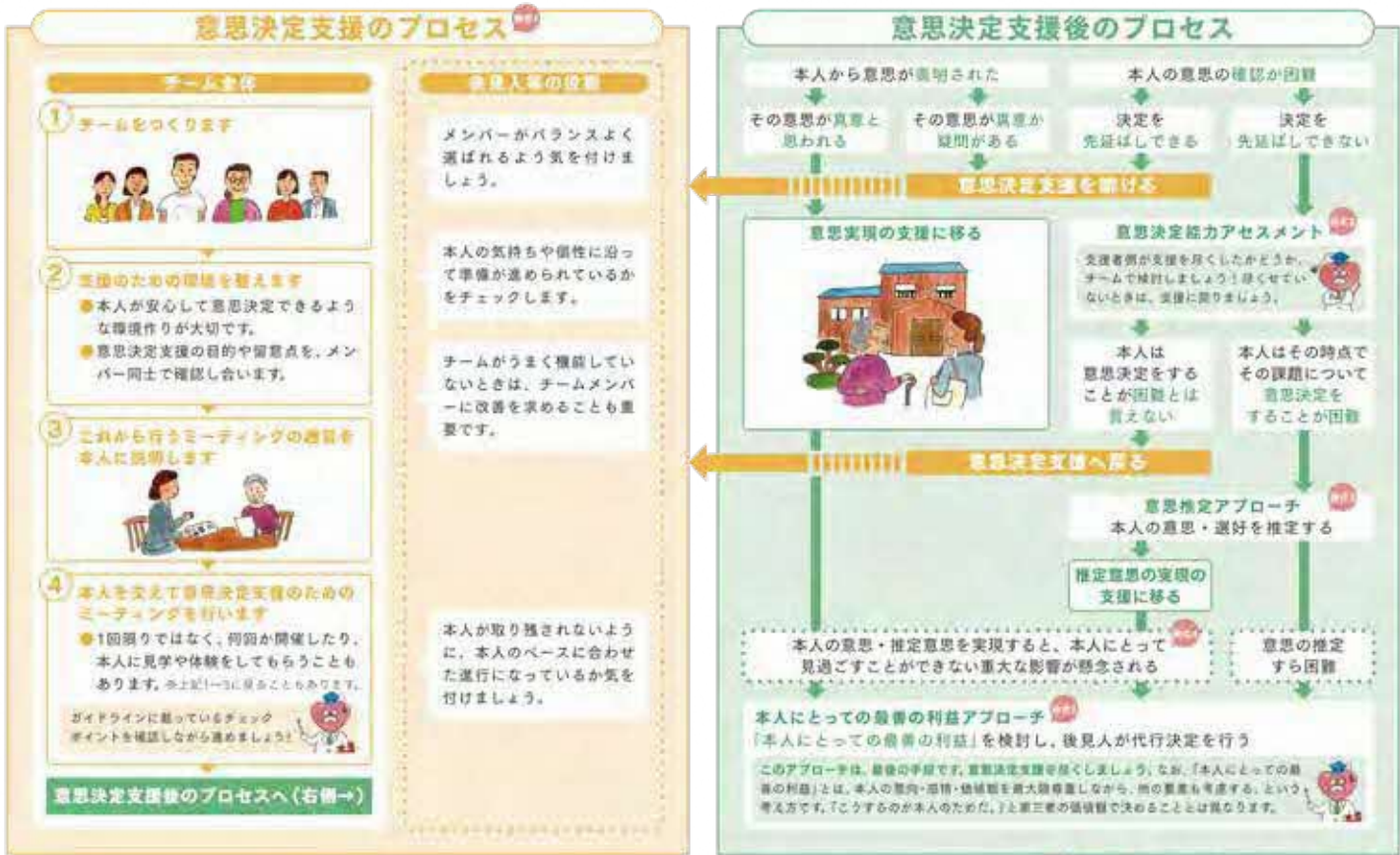


<https://guardianship.mhlw.go.jp/common/uploads/2021/02/guardian03.pdf>

意思決定支援は、一度決定したことでも、
 また次の段階に移行する際には、最初に戻って考え、
 関係するみんなで話し合っていくことが基本です。
 以前行った決定に縛られることなく、
 常にご本人の気持ちになって考え、支援していきましょう。

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？
 本人にとって重大な影響を与えるような
 契約等をする場合は、意思決定支援が必要です。

- 例
- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
 - 自宅や高額の資産を売却する場合
 - 特定の親族に対する贈与を行う場合 など
- すべての人には、自分のご自身を決める方があると
 いうのが基本の出発点です。意思決定支援は、後
 見人ひとりで行うのではなく、チームで行います。



※「様式1〜5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

出典:意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 添付資料
<https://guardianship.mhlw.go.jp/common/uploads/2021/02/guardian03.pdf>



意思決定支援について、もっと詳しく知ることができます。
 こちらのURLで、ぜひ検索してください。

<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/>



ひとりで決めることが心配な人の
 その人らしい生き方と安心を支える

